

農業政策に関する提案及び要請書

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

一般社団法人石川県農業会議

日頃から本県農業・農村振興に対し、大変なご尽力いただいていますことに深く敬意を表しますとともに、我々農業委員会組織の運営・指導に多大のご支援をいただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、令和7年11月12日、七尾市において県下の農業委員・農地利用最適化推進委員等の農業委員会関係者500人が参集して第63回石川県農業委員会大会を開催し、農業政策に関する提案等を決議いたしました。

わが国の農業は、食料の安定供給、国土の保全など重要な役割を担っている。しかしながら、気象変動による異常気象の頻発、高齢化・人口減少の進行等による農業者及び農村人口の減少など多くの課題に直面しています。

このような中で、食料安全保障の確保、環境と調和、農業の持続的発展、農村の振興を目的とした改正食料・農業・農村基本法の理念の実現に向け、最初の5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める食料・農業・農村基本計画が本年4月に策定された。しかしながら、本年農業の中心である水田農業に関しては、令和9年に水田政策を根本的に見直すこととされ、その方向性が示されるに留まったものとなりました。

本県においては、昨年の能登半島地震、能登での豪雨被害と度重なる災害に見舞われ、すこしでも早い復旧・復興が強く求められています。

つきましては、こうした情勢を踏まえ、我々農業委員会組織としても地域の農業・農村・農地を維持し、次世代に継承するため、県内農業委員会組織での意見交換を通じて農業・農村現場の声を積み上げ、農業政策に関する意見を下記のとおり取りまとめた別紙の提案事項について、十分ご検討いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

一般社団法人 石川県農業会議

会 長 山 田 修 路

農業政策に関する提案及び要請

最重点項目

1 能登半島地震、奥能登豪雨災害への対応について

昨年1月の令和6年能登半島地震、そして9月の奥能登豪雨災害と2度にわたる大規模自然災害が農地や農業用施設などに甚大な被害をもたらした。現在も農地や水路等の復旧が進められているが、建設業者や作業員の不足もあり、復旧作業が遅れている状況にある。今後とも農地等の復旧を急ぐとともに、以下の点にも留意し復旧を進めること。

- (1) 農地などの復旧に長期間を要し、将来の見通しが立たない状況が続けば、地域から一時的に離れた人が、高齢化と相まって地域に戻ることを諦め、地域を担う者がいなくなるのではとの懸念があることから、被災者が将来を見通せ、希望が持てるような復旧スケジュールを早急に示すこと。
- (2) 復旧への支援については、現況復旧だけでなく、大区画化等機能向上についても可能とすること。
- (3) 地盤沈下しているところも多く、海岸近くでは海水が逆流しているところもあるため、用排水路も含めた地域全体を整備する対策を講ずること。

また、営農再開にあたっては、労働力不足が生ずることから、農林水産業ボランティアの派遣を継続すること。

2 再生産可能な農業所得の実現による担い手の確保について

国では、すう勢ベースで農業経営体数は2030年には2020年に比べ半減するとの見通しを出している。この根本原因はコストの上昇に見合った農産物価格になっていないため、将来に希望が持てず、若い人が入ってこないことにあるのではないか。農業の担い手を確保するため、価格が下がった際の所得補償を充実するなど、再生産可能で将来に希望が持てる政策を構築すること。

3 水田政策の見直しについて

水田政策は 2027 年度に根本的に見直すとされているが、将来にわたるコメの安定供給のため、生産者が安心して農業経営ができるよう、所得の確保、生産コストの低減などについて、実効性のある施策及び支援を多面的に実施するとともに、以下の点にも留意し、水田政策の見直しを進めること。

- (1) 昨年からの令和の米騒動の原因をしっかりと究明したうえで見直しを行うこと。
- (2) 政策の見直しの内容によっては、米価が下落することが懸念されるので、所得補償等セーフティネットを充実させるなど、農業経営体が安心して生産できる政策とすること。
- (3) 転作作物として生産振興を図ってきた麦、大豆等への支援を継続するとともに、短期間で助成金等の変更が行われることが無いよう、長期的な視点に立ったものとする。
- (4) 圃場整備事業において、高収益作物の作付けが要件化されているが、コメ政策の見直しの中で再検討すること。

重点項目

1 農業者に対する支援策の再構築について

現行の補助事業採択時のポイント制については、規模の大きな経営体や事業拡大期にある経営体に有利に働き、中小や一定の経営規模に達した経営体には不利に働く。地域農業、地域、環境を守るためには、後者の経営体についても営農継続が重要であり、そのための農業機械等の導入への支援を行えるよう、これまでの地域農業への貢献実績を評価する枠を設けるなど、今後ますます重要となる地域農業の維持を評価する仕組みに再構築すること。

2 基盤整備の推進について

- (1) 未整備田など営農条件が不利な農地は生産性が低く次世代への経営継承に支障をきたすことが懸念されるため、自己負担なく整備が可能な農地中間管理事業関連事業や、管理が容易な用水のパイプライン化、規模の小さな簡易な整備、できるだけ経年劣化の少ない工法の採択と経年劣化した場合の補修、中山間地域に合った区画の大きさ、低湿地への対応等、地域の多様なニーズに対応した条件整備の採択枠を拡大するとともに、基盤整備事業が早期に完了するよう十分な予算を確保すること。

また、基盤整備の効果を発揮するためには大型機械の導入が必要となるので、農業機械の導入事業の採択に当たっては、基盤整備の状況も加味すること。

- (2) 温暖化による気象変動から近年、水不足が発生しており、これに対応した水利施設の整備を図るとともに、当該施設については定期的な整備補修が必要であり、資材、整備費の高騰する中でも計画通りの整備補修が実施できるよう支援を行うこと。

3 資材、農業機械等の高騰対策について

- (1) 肥料・飼料、燃料など、様々な農業資材、農業機械の価格高騰や人件費、電気料金の値上がりにより農業経営に深刻な影響が生じており、今後も更なる価格の高騰や高止まりが続くものと懸念されることから、引き続き、これらへの価格高騰対策を積極的に講ずること。
- (2) 農業経営基盤強化準備金を活用して農業機械等の導入を行う場合、近頃の農業機械の高騰に対応するため、準備金の積み立て額の拡大を検討すること。

4 温暖化対策について

温暖化の影響で、本年のような高温や水不足が今後も頻発することが想定される。これに対応すべく、ため池等水利施設の整備基準の再検討と再整備や高温に強く良食味品種の更なる開発や当該品種についての消費者への理解促進を図るなどの導入支援、節水栽培技術の開発等の対応を進めること。

5 農村の持続的な発展について

農村地域などにおいて地域農業の維持や農地保全、地域の活性化に取り組む中小規模経営体が多数存在している。こうした地域農業、地域社会を下支えしている中小規模の農業者についても営農が継続できるよう支援策を講ずること。

6 不在村農地所有者の農地適正利用について

所有者が不在村の農地や近い将来に不在村の相続人に相続される農地が多くある状況であり、権利設定の際、直接のやり取りが難しく意思疎通がうまく行かないなど、その所有農地の適正利用が困難になることが懸念されていることから、既に所有者が不在村の農地の適正利用を確保するための方策について検討すること。

7 日本型直接支払制度の事務の簡素化等について

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等においては、地域の過疎化・高齢化に伴い、申請にかかる事務が大きな負担となり交付金申請を諦める地域もでてきている。このような地域でも継続的に支援が受けられるよう事務の簡素化などの負担軽減を図ること。

また、同交付金は平成12年に開始以来25年が経過しているが、交付単価の見直しが行われていない。物価の上昇等情勢の変化もあり、交付単価の見直しを検討すること。

8 MA米制度の見直しについて

MA米は制度が始まって30年以上経過しており、その量は国内消費量の1割を超えている。洪水防止機能など多面的機能を有する水田面積の維持に大きな影響を与えている。このため早急にMA米制度の見直しを行うこと。

9 鳥獣害対策について

有害鳥獣による農業被害は近年、本県全体では平成30年ごろのピーク時に比べ少なくなったものの、地域によっては被害が増加しているところもある。営農意欲の減退や耕作放棄地の発生など、被害額以上に地域農業、農村に深刻な影響を及ぼすことから、狩猟免許取得等への助成、電気柵や防護柵の設置、維持補修や鳥獣緩衝帯の整備など、地域が必要とする多様な取組の支援策を長期的に講ずること。

また、農家減少により、電気柵の設置に人手が足りない状況も発生してきており、電気柵の設置へも支援を講ずること。

10 農地中間管理事業の見直しについて

農用地利用集積等促進計画は、出し手、受け手間の事前同意の上、市町等へ申し込み、その後、農地中間管理機構を経由して、県の認可、公告という手順を踏むこととなっており、農地中間管理機構が受理した後、公告までに最短でも2か月程度かかるとされている。また、事務が煩雑であるという声もあることから、出し手、受け手が共に使いやすい制度となるよう事務の簡素化も含め検討すること。

11 農業・農村に対する国民理解の醸成について

食料の安定供給、生産及び消費段階でのフードロス削減（規格外農産物の利用、食品廃棄の削減）、農業の人材確保、農業の多面的機能の発揮、中山間地域等の条件不利農地の維持等を進めるためには、国民の農業理解を更に進めることが不可欠である。若年層への農業教育、幅広い年代への食育活動を推進するとともに、マスコミ等を活用した効果的な広報活動を行うこと。

12 農業委員会関係予算の確保と業務の見直しについて

農地利用の最適化をより推進するため、農業委員会関係予算（農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業交付金）を確保するとともに、現場の実情に応じ、柔軟な執行を可能とするとともに、それぞれの予算における配分の算出根拠を明示すること。

また、農業委員会業務の増加に比べて事務局の人員体制は増加しておらず、多くの農業委員会で業務過多となっていることから適正な業務量となるよう農業委員会業務を見直すこと。

13 女性農業委員の登用促進について

男女共同参画基本計画や食料・農業・農村基本計画において、農業委員に占める女性の割合を30%にする等の目標が設定されているが、女性登用については15%程度の低い水準にとどまっていることから、更なる女性委員登用の機運醸成を図ること。

14 現地確認アプリ（タブレット端末）の改修について

現地確認アプリに表示できる農地が少ない、またはほとんど表示されないため、現地確認アプリでの調査が出来ない委員会もあり、また、航空写真が古く農地の所在がはっきりしない。このため、国が責任をもって管内全農地の調査をアプリで行えるよう、紐づけ作業を進めるとともに、航空写真を最新の状態に保つように努めること。

また、現地確認アプリについて、より簡便で初心者でも容易に扱えるようにしたうえで、タブレット端末の農業委員、農地利用最適化推進委員1人1台体制を実現すること。